

注 文 書

発注者
名取市長 山田 司郎

令和8年度
第6号 海の見える丘公園展望テラス整備工事
工事場所 名取市 ゆりが丘五丁目 地内

【工事概要】

展望テラス整備工 一式

【工期】

契約締結の翌日より令和8年9月30日

【契約保証金】

徴収

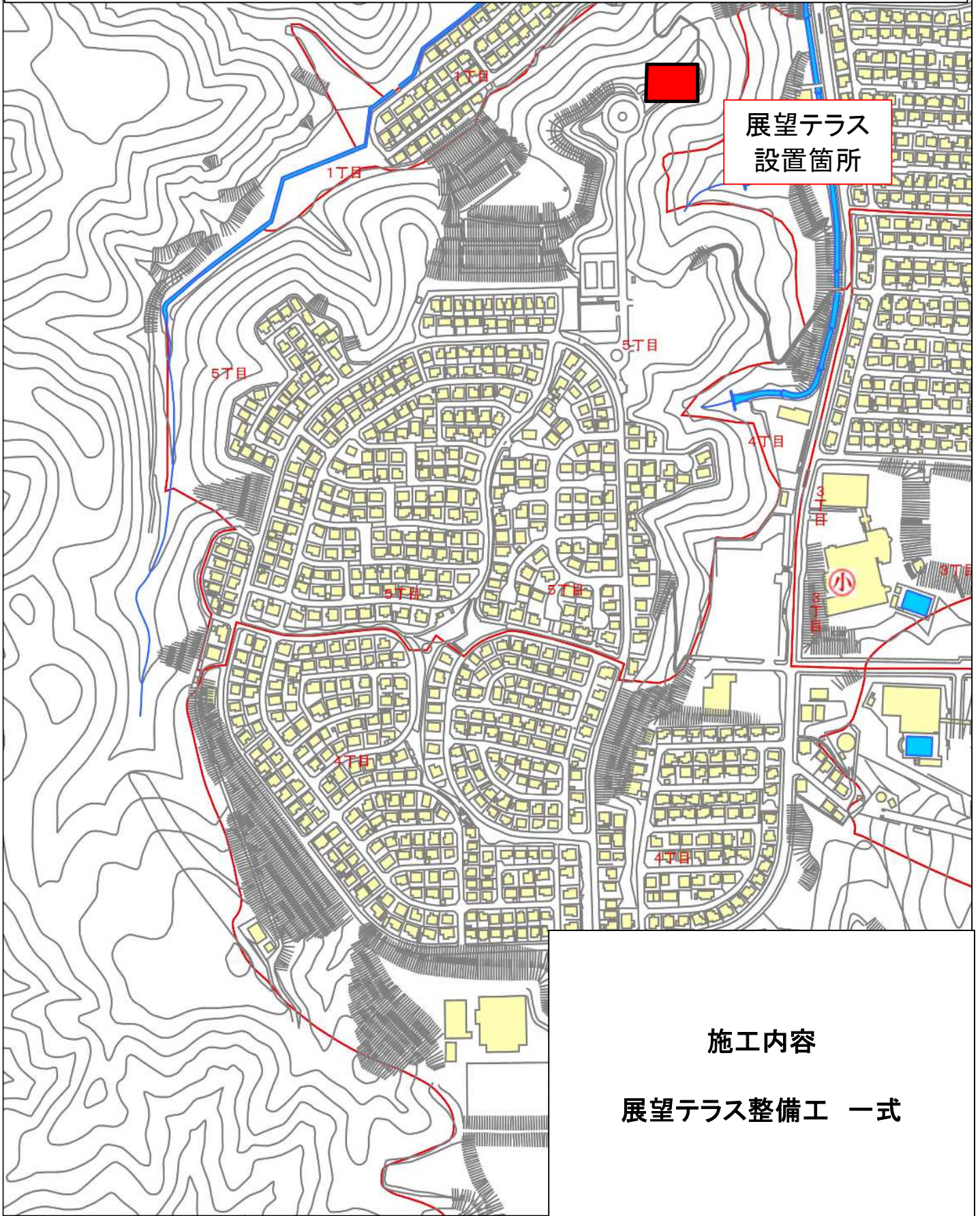
【支払条件】

前払い金 あり
出来形部分払い なし

【添付書類】

位置図
特記仕様書
金抜設計書
図面
参考数量計算書

第6号 海の見える丘公園展望テラス整備工事



展望テラス
設置箇所

施工内容

展望テラス整備工 一式

特記仕様書

海に見える丘公園展望テラス整備工事

第1条 本工事の内容について

1. 本工事施工にあたっては、公園が供用開始区域であること等を考慮し綿密な計画を立案し、監督員と協議の上、進めること。

第2条 施工計画書

1. 安全・訓練等の実施内容(第3条参照)を綿密に計画し、その詳細を施工計画書に明記すること。(各月ごとの実施計画を明記すること)
2. 本工事において発生する可能性のある建設副産物等について、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成し施工計画書に明記すること。
3. 段階確認項目(第5条参照)について、施工計画書に明記すること。
4. 安全管理項目に保安施設設置計画(第6条参照)をいれること。
5. 社内検査員(第7条参照)について、施工計画書に明記すること。
6. 遊具の設置基準(安全領域、落下高さ等)及び根拠をまとめ、明記すること。

第3条 安全・訓練等の実施

1. 本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施すること。また実施計画書を施工計画書に明記すること。
 - ① 安全活動のビデオ等資格資料による安全教育
 - ② 本工事内容の周知徹底
 - ③ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - ④ 本工事における災害対策訓練
 - ⑤ 本工事現場で予想される事故対策
 - ⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項
2. なお、実施後速やかに、安全・訓練等の実施内容を明記し報告書として提出すること。また次の事項に留意すること。
 - ① 参加者直筆の名簿の写しを付けること。
 - ② 実施状況の写真を添付すること。
 - ③ 安全・訓練に使用したテキストの写しを付けること。

第4条 建設副産物の処理

1. 本工事において発生する建設廃棄物等(現場で発生した実数量)の処理については、速やかに「建設副産物処理計画」を作成し監督員の承諾を得ること。また建設廃棄物等を処理した後は、速やかに建設物等廃棄物処理報告書、マニフェスト(A標、E標の写し)、数量根拠、処理状況写真を提出すること。
2. 建設副産物情報交換システムの登録
 - ① 工事請負金額が100万円以上の工事は、建設副産物情報交換システム(以下「シス

テム」という)の登録対象工事であり、請負者は、施行計画時、工事完了時及び登録状況の変更が生じた場合は速やかに建設副産物情報交換システム(財)日本建設情報総合センター)にデータの入力を行うものとする。

- ② 入力した工事にあつては、当該システムにより再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し施行計画書に含め、かつ建設副産物情報交換システム工事登録証明書を監督職員に提出しなければならない。また、建設副産物実態調査にあつては、データ提出を省略するものとする。

第5条 段階確認

1. 項目については原則として監督員と協議することとする。その内容について施工計画書に明記すること。

第6条 保安設置計画書の提出

1. 保安設置計画書を作成し、施工前(測量着手前)に提出すること。その内容については次の項目に留意すること。
 - ① 工事名、工事概要、施工業者名、現場代理人名、契約工期を明記すること。
 - ② 施工位置図を添付すること。
 - ③ 使用する保安施設の様式図を付けた保安施設設置図を添付すること。まわり道案内標識板については、各設置看板の詳細をつけること。
 - ④ 各保安施設設置形態において、保安施設設置図を作成すること。

第7条 社内検査

1. 社内検査員を設置し、経歴及び資格を明示すること。
2. 中間検査及び竣工検査前に社内検査を行い、検査報告書を提出すること。

第8条 工事カルテ作成・登録

1. 請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事实績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「工「登録のための確認のお願い」を提出し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜、は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第9条 製品・材質

1. 製品等の安全基準については国土交通省の発行する「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第3版)」に適合した製品、または、(一社)日本公園施設協会の発行する「遊具の安全に関する規準 JPSA-S:2024」に適合した製品に準拠した製品である事。

2. 製品は、(社)日本公園施設業協会の生産物賠償責任保険付とする。
3. その他製品についての規格・規準等は別添図面明記の通りとする。

第10条 現場代理人

1. 現場代理人の常駐義務の緩和措置（名取市ホームページ参照）についての該当工事である。
2. 現場代理人が兼務する場合は下記のとおりとする。
 - ① 工事担当課に届出書を提出すること
 - ② 兼務する工事は名取市が発注する工事であること。
 - ③ 工事現場の相互距離は自動車で通行可能な経路で10km程度までとし、工事現場の運営・安全管理等に支障が無いこと。

第11条 主任技術者

1. 主任技術者の専任要件の緩和措置（名取市ホームページ参照）についての該当工事である。
2. 主任技術者が兼務する場合は下記のとおりとする。
 - ① 工事担当課に届出書を提出すること。
 - ② 兼務する工事は国、県又は市町村が発注する工事であること。
 - ③ 工事現場の相互距離は自動車で通行可能な経路で10km程度までとし、工事現場の運営・安全管理等に支障が無いこと。

第12条 後片付け

受注者は、工事の施設上必要な土地・立木・施設等を撤去又は損傷を与えた場合には原型同等以上に復旧しなければならない。

第15条 週休2日モデル工事の適用の有無

1. 本工事は、週休2日モデル工事の対象である。
 - ① 週休2日工事の対象工事の場合は名取市「週休2日モデル工事」実施要領（名取市ホームページ参照）、に基づき行うこととする。
 - ② 当社積算時に4週8休以上確保した場合の経費の補正を行っていない。設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。

第13条 その他

1. 工期内で完成検査を受検できるようフォローアップを含む工程管理を実施すること。
2. 公園内の工事であり、第三者に対する事故防止に対して万全を期すこと。
3. 作業員には保安用具等を装備させる等、安全管理に十分配慮のこと。
4. 大雨や強風が発生した場合は、速やかにその作業結果を詳細に文書で報告すること。
5. 一般公園施設製品の組立施工は専門資格者（公園施設製品安全管理士及び公園施設整技士）が管理施工するものとする。
6. 製品はSP認定及び日本公園施設業協会の賠償責任保険付きとする。

— 特記仕様書 —

令和7年11月1日以降公告案件から適用

施工条件明示書

工事番号	第6号	工事名	海の見える丘公園展望テラス整備工事		事務所名	名取市都市計画課		
項目		条件	内容			施工方法	備考	
1 共通仕様書の適用		本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。						
2 主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という。)の配置								
(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」		○	契約工期初日以降、90日以内に着手 (手持ち工事が完了した場合や、制約条件がない場合等は、期日以前の着手も可能)					
(2) 請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事)		○	契約工期初日以降、○○日以内に着手 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-4によること。					
(3) 上記以外		◎	請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約工期初日以降、30日以内に現場施工に着手					
上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼働であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html								
3 専任特例の適用を受ける技術者の配置								
		◎対象	建設業法第26条第3項ただし書の規程の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置。 特例監理技術者を対象とする場合は下記によるものとする					
		◎対象外	建設業法第26条第3項ただし書の規程の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置。 特例監理技術者を対象とする場合は下記によるものとする					
1 特例監理技術者を配置する場合は以下の(ア)～(サ)の要件を全て満たさなければならない。 (ア) 本工事の現場施工に着手する日までに、建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。 (イ) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補(令和3年4月1日施行予定)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 (ウ) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 (エ) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。 (ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。) (オ) 特例監理技術者が兼務できる工事は、本工事を所管する土木事務所(地域事務所)管内及び隣接土木事務所(地域事務所)管内の宮城県内で施行される工事で行なければならない。 (カ) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 (キ) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 (ク) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。 (ケ) 専任補助者を配置しない工事であること。 (コ) 維持管理業務同士は兼務できない。 ※24時間体制で応急処理工や緊急巡回等が必要な業務等 (サ) 配置技術者の追加専任を必要としないもの。 2 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する場合、配置技術者届出書及び特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項を提出すること。 3 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINNS)への登録								
4 積算基準及び設計単価の適用期日								
(1) 積算基準及び設計単価の適用について		◎ある	◎いい	積算基準及び設計単価はR8.4月の基準及び単価としている。				
(2) 工事請負契約締結後における設計単価の変更		◎ある	◎いい	本工事は、当初工事請負契約締結後において、契約日を基準日として設計単価の設計変更を行うこととする。 なお、設計変更の対象は、資材単価・労務単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。 ただし、災害に伴う応急仮工事など緊急を要する工事において、積算月と契約月が同月となる場合など、工事請負契約締結後における設計単価の変更が必要ないと判断される場合においては、適用「なし」を選択することも可能とし、その場合は下欄にその理由を記載する。 適用「なし」の理由 (例) ・本工事は災害に伴う応急仮工事であり、積算及び契約が同月となる見込みであるため。				
5 工程関係								
(1) 関連工事による施工時期の調整		◎ある	◎いい					
(2) 施工時期による制限		◎ある	◎いい	供用開始時期に指定有り。当初工期(R8.9)での完成を条件とする。				
(3) 関係機関等との協議の未成立		◎ある	◎いい					
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加		◎ある	◎いい					
6 公害対策関係								
(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限		◎ある	◎いい	各関係法令、条例による				
7 安全対策関係								
(1) 交通安全施設等の指定		◎ある	◎いい	保安施設設置計画書による				
(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限		◎ある	◎いい					
8 排水工関係								
(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性		◎ある	◎いい					
9 建設副産物対策関係(建設発生土)								
(1) 建設発生土の処理・処分について		本工事の残土は、下記に運搬するものとする。なお、下記により難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。						
				処理・処分する場所				
				名称	所在地	処理・処分方法	距離	
				制限時間				
				備考				
(2) 建設発生土		◎ある	◎いい	仙台砕石(株)	名取市高館熊野堂字石畑山15	有料受入処分	2.5 km	
処理・処分						時 分 ~		
						時 分		

10 建設副産物対策関係(建設発生土以外の建設副産物)																																			
(1) 建設発生土以外の建設副産物の処理・処分について		下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分には先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること(環境省または廃棄物対策課のHPを参照)。																																	
		処理・処分する場所		処理・処分方法		距離		制限時間																											
工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。																																			
(2) 建設発生土以外の建設副産物	処理・処分	コンクリート塊	○ある	◎よい			km	時	分	分																									
		アスファルト塊	○ある	◎よい			km	時	分	分																									
		建設発生木材	○ある	◎よい			km	時	分	分																									
		残土	○ある	◎よい			km	時	分	分																									
		その他	○ある	◎よい			km	時	分	分																									
(3) 再生材の利用		○ある	◎よい	種類・数量	RC-40																														
11 現場環境改善																																			
(1) 現場環境改善費(率計上)について		○ある	◎よい	<p>本工事は、現場環境改善費(率計上)を計上している工事である。下表の内容のうち原則として、各計上費目(仮設関係、営繕関係、安全関係及び地域連携)ごとに1内容ずつ(ただし、いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を選択し、具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>計上費目</th> <th>実施内容(率計上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">仮設関係</td> <td>1. 排水・汚水等の処理設備</td> </tr> <tr> <td>2. 騒音・振動</td> </tr> <tr> <td>3. ライフラインの保護</td> </tr> <tr> <td>4. 地味汚染防止等の措置</td> </tr> <tr> <td>5. 関係設備の架設</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">営繕関係</td> <td>1. 現場事務所等の整備化(女性トイレ等の整備を含む)</td> </tr> <tr> <td>2. 現場衛生の整備化</td> </tr> <tr> <td>3. 安全関係の整備化(交通誘導設備等の整備)</td> </tr> <tr> <td>4. 現場休憩所の整備化</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全関係</td> <td>1. 仮設トイレ及び養生設備の設置等</td> </tr> <tr> <td>2. 安全関係の整備化(安全関係の整備等)</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">地域連携</td> <td>1. 完成後関係、施工関係関係、施工関係関係</td> </tr> <tr> <td>2. デジタル型作業簿(各工事現場管理書)</td> </tr> <tr> <td>3. 関係機関との連携(各関係機関との連携)</td> </tr> <tr> <td>4. 関係機関(関係機関)との連携及び管理運営</td> </tr> <tr> <td>5. 関係機関(関係機関)との連携及び管理運営</td> </tr> <tr> <td>6. 関係機関(関係機関)との連携及び管理運営</td> </tr> <tr> <td>7. 関係機関(関係機関)との連携及び管理運営</td> </tr> <tr> <td>8. 関係機関(関係機関)との連携及び管理運営</td> </tr> <tr> <td>9. 関係機関</td> </tr> </tbody> </table>						計上費目	実施内容(率計上)	仮設関係	1. 排水・汚水等の処理設備	2. 騒音・振動	3. ライフラインの保護	4. 地味汚染防止等の措置	5. 関係設備の架設	営繕関係	1. 現場事務所等の整備化(女性トイレ等の整備を含む)	2. 現場衛生の整備化	3. 安全関係の整備化(交通誘導設備等の整備)	4. 現場休憩所の整備化	安全関係	1. 仮設トイレ及び養生設備の設置等	2. 安全関係の整備化(安全関係の整備等)	地域連携	1. 完成後関係、施工関係関係、施工関係関係	2. デジタル型作業簿(各工事現場管理書)	3. 関係機関との連携(各関係機関との連携)	4. 関係機関(関係機関)との連携及び管理運営	5. 関係機関(関係機関)との連携及び管理運営	6. 関係機関(関係機関)との連携及び管理運営	7. 関係機関(関係機関)との連携及び管理運営	8. 関係機関(関係機関)との連携及び管理運営	9. 関係機関
計上費目	実施内容(率計上)																																		
仮設関係	1. 排水・汚水等の処理設備																																		
	2. 騒音・振動																																		
	3. ライフラインの保護																																		
	4. 地味汚染防止等の措置																																		
	5. 関係設備の架設																																		
営繕関係	1. 現場事務所等の整備化(女性トイレ等の整備を含む)																																		
	2. 現場衛生の整備化																																		
	3. 安全関係の整備化(交通誘導設備等の整備)																																		
	4. 現場休憩所の整備化																																		
安全関係	1. 仮設トイレ及び養生設備の設置等																																		
	2. 安全関係の整備化(安全関係の整備等)																																		
地域連携	1. 完成後関係、施工関係関係、施工関係関係																																		
	2. デジタル型作業簿(各工事現場管理書)																																		
	3. 関係機関との連携(各関係機関との連携)																																		
	4. 関係機関(関係機関)との連携及び管理運営																																		
	5. 関係機関(関係機関)との連携及び管理運営																																		
	6. 関係機関(関係機関)との連携及び管理運営																																		
	7. 関係機関(関係機関)との連携及び管理運営																																		
	8. 関係機関(関係機関)との連携及び管理運営																																		
9. 関係機関																																			
(2) 避暑(熱中症対策)・避寒対策費について				避暑(熱中症対策)・避寒対策を実施した場合、その費用を設計変更の対象とする。(共通仮設費の現場環境改善費(積み上げ分)として計上)実施に当たっては、対策内容がわかる資料により発注者と協議すること。費用については、注文書及び請求書、またはそれに代わる書類により協議すること。ただし、設計変更の上限額は、土木部標準積算基準書により算出した現場環境改善費(率計上)の50%とする。なお、設計変更の対象となる内容は、遮光設備や大型扇風機、製氷機の設置費用など現場の施設や設備に対する対策であり、空調機や経口保水液の購入費用など作業員個人に対する対策は対象外となる。																															
(3) 快適トイレの設置費について				受注者が快適トイレを設置する場合、その費用を設計変更の対象とします。(共通仮設費(営繕費)の積み上げ分として計上)実施に当たっては、「快適トイレの設置費用に係る積算基準」(事業管理課HP-各種基準)を参照すること。																															
12 品質証明																																			
(1) 品質証明書および施工プロセス品質確認チェックリストの対象		○ある	◎よい	請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事、土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。																															
(2) 施工プロセス品質確認チェックリストの対象		○ある	◎よい	上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事、土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。																															
13 標準的な設計図書による発注方式																																			
		○ある	◎よい	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-14によること。																															
14 資材関係																																			
(1) 生コンクリート		生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。																																	
(2) 購入土		購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。																																	
(3) 宮城県グリーン製品の利用		必須	◎よい	1. 植生基盤材等、視線誘導標、型枠用合板は、原則として宮城県グリーン製品を用いること。																															
「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。「宮城県グリーン製品」を使用した場合は、請負者は循環型社会推進課HPより「チェックリスト」をダウンロードし、使用材料や数量等を入力後、工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。		◎ある	◎よい	2. 盛土材、埋め戻し材																															
		◎ある	◎よい	3. その他()																															
(4) 県内産製品の利用		◎ある	◎よい	本工事は、「県土木部発注工事における県内産製品優先使用の試行要領」の対象工事である。工事の施工にあたっては、試行要領に基づき適切に実施すること。事業管理課ホームページ参照 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kensanzai.html																															
(5) 現場吹付法砕工		吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は、18N/mm2以上とする。																																	
15 設計変更の手続き																																			
(1) 設計変更の手続きについて		設計変更については、工事請負契約書第19条～第26条及び共通仕様書第1編1-1-14～1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」(宮城県土木部)によることとする。 詳細については、以下のホームページ「設計変更ガイドライン【土木工事,建設関連業務】」を参考とすること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/henkou-guideline.html トップページ > ごと・産業 > 土木・建築・不動産業 > 建設業 > 設計変更ガイドライン【土木工事,建設関連業務】																																	
16 その他																																			
(1) 舗装の下制制限について		◎ある	◎よい	土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。																															
(2) 「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象の有無		◎ある	◎よい	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。																															
(3) 三者会議の対象の有無		◎ある	◎よい	本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。土木工事共通特記仕様書第3編1-1-5によること。																															

(4)貸与資料の有無	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	本仕様書によるものほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 貸与資料
(5)発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合、工事請負者対し「工事打合せ簿」により担当技術者(所属会社等名・氏名)の通知を行うこと。
(6)法定外の労災保険の付保について	本工事では、法定外の労災保険加入にかかる保険料を予定価格に反映しているため、本工事において受注者は法定外の労災保険に付きなければならぬ。なお、加入後受注者は、工事請負契約書第62条に基づき、証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示すること。		
(7)熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の有無	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	本工事は熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行対象工事である。本運用による設計変更を希望する場合は、別途定める「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき、発注者に協議すること。
(8)盛土規制法について	本工事において、盛土規制法の規制対象となる行為を行う場合は、事前に手続き方法等について発注者と協議すること。 詳細については、以下のホームページを参考とすること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/morido.html		

働き方改革・生産性向上に関する事項

項目	条件	内容	
17 総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用の有無			
(1)「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用工事	<input checked="" type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外	1. 対象工事の場合、活用する技術については、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に基づき選択すること。 2. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係わらず、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の技術は、施工計画・技術提案等(いわゆる作文)の評価対象外とする。「簡易型(施工計画型)」、「標準型」、「高度型」の場合 なお、「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も、同様の取扱いとする。
(2)実施された技術についての費用計上(設計変更)	<input checked="" type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外	設計変更の積算手法については、総合評価落札方式の手引きのとおりとする。なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も対象外となる。
18 業務効率化			
(1)工事情報共有システムの活用	<input checked="" type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外	本工事は工事情報共有システムの活用対象工事であり、請負者は工事着手時に別途定める「工事情報共有システム事前協議チェックシート」により、必要事項について監督職員と協議を行うこと。実施にあたっては「土木工事における工事情報共有システムの実施要領」及び「土木工事における工事情報共有システムの活用ガイドライン」に基づき行うこと。
(2)工事書類の簡素化の試行について	<input checked="" type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。実施にあたっては「宮城県土木部における工事書類簡素化の試行要領」に基づき行うこと。
(3)ウィークリースタンス等の推進			本工事は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、「ウィークリースタンス等実施要領」に基づき、取組内容を受発注者間で協議及び共有し、工事を進めていくこととする。 詳細については、宮城県土木部事業管理課のホームページを参照すること。(http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/weekly.html)
19 週休2日モデル工事の適用の有無			
(1)週休2日モデル工事	<input checked="" type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 実施困難工事	1. 週休2日対象工事の場合は、名取市「週休2日モデル工事」実施要領に基づき、行うこととする。 なお、週休2日モデル工事の種別及び区分については、下記(2)、(3)のとおりとする。 2. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が建設業に適用されたことを踏まえ、週休2日の確保を目指し、「週休2日モデル工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事など緊急工事の場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。
(2)週休2日モデル工事の種別	<input checked="" type="radio"/> 現場閉所型	<input type="radio"/> 交替制	現場閉所型:巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所を閉所する。 交替制:現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。
(3)週休2日モデル工事の区分			当初発注においては、補正係数なしで積算しており、「月単位の週休2日」、「完全週休2日」に取り組む場合は、工事着手前に受発注者間で協議の上、週休2日の区分を決定することとする。 協議により、「月単位の週休2日」又は「完全週休2日」に取り組み、達成した場合は、積算変更時に達成した区分に応じた週休2日の補正係数に変更する。
20 女性活躍推進モデル工事の適用の有無			
(1)女性活躍推進モデル工事	<input checked="" type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外	実施にあたっては、宮城県土木部「女性活躍推進モデル工事」実施要領に基づき行うものとする。 実施要領は、宮城県ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/)で確認のこと。
21 下請承認事務簡素化モデル工事の適用の有無			
(1)下請承認事務簡素化モデル工事	<input checked="" type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外	実施にあたっては、発注者から工事打合せ簿により、「下請承認事務簡素化モデル工事」である旨を別途指示するものとする。

東日本大震災に伴う特例制度

項 目	条 件	内 容	施 行 方 法	備 考
22 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用				
(1) 労働者確保に関する積算方法の試行工事	○ある	●いい 1 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づき金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。 営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(宮城県土木部においては、土木工事標準積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。 1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合: 6.70% 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合: 1.28% 3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書のないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。 7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。		
(2) 労働者宿舍設置に関する積算方法の試行工事	○ある	●いい 本工事は、「労働者宿舍設置に関する試行要領」(以下試行要領)の対象工事である。 労働者宿舍の設置を希望する場合については、「試行要領」に基づき監督職員と事前に協議すること。		
23 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更				
(1) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	○ある	●いい 下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものとする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し、その費用について設計変更することとする。 購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂、碎石、捨石、被覆石等)とする。 輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。	受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事打合せ簿」に次の事項を記載し発注者に提出し協議するものとする。 1 地域内及び基地に、建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等) 2 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称(使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」) 3 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由 4 製造・生産工場を選定した理由 5 見積もり書 6 その他、必要と思われる事項	
24 施工箇所が点在する工事の間接費の積算				
(1) 施工箇所が点在する工事積算方法の試行の対象工事	○ある	●いい 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、「○○地区(施工箇所○○、○○)、△△地区(施工箇所○○、○○)地区(施工箇所○○)」(以下、対象地区という)ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事である。	本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様とする。対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(大都市、施工地域等)については、対象地区毎に設定する。	
25 その他				
(1) 土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱い	○ある	●いい ・本工事の施工において、調達(購入)する予定の○○の設計単価は、現場持込価格(単価)としている。 ただし、契約後、施工計画に基づき、○○の調達条件について異なる場合は、監督職員と協議すること。 ・資材搬入において、標準作業以外の作業(現場外の仮置き等)が生じる場合は、監督職員と協議すること。		
(2) 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	○ある	●いい 間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下等により現場の実支出が増大し、積算基準による積算と乖離が生じていることが確認されたため、積算基準書等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じている。 補正係数 共通仮設費:1.3 現場管理費:1.1		

特記事項

1 工事一般			
(1) 工事区間における対応	<ul style="list-style-type: none"> 公道通行時の法定速度の遵守、右左折時の安全確認の徹底に努める。 付近の環境に配慮し、粉塵対策として、工事区間内及び公道の清掃に努めるものとする。 		
(2) 住民への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 工事実施に先立ち、関係住民への事前説明(チラシ等の配布)の周知徹底すること。 	監督職員と協議を行った上で、事前説明方法を検討し、工事中のトラブル発生の防止を図ること。	
(3) 現場内の管理	<ul style="list-style-type: none"> 現場内の管理を徹底し、事故を未然に防止すること。 	諸法令を熟知し、現場に即した措置を講ずること。	
(4) 交通誘導員	<ul style="list-style-type: none"> 本工事においては計上していない。 		
(5) 諸経費について	<ul style="list-style-type: none"> 本工事においては「公共建築工事共通費積算基準」を採用している。 		
2 建設副産物の処理			
(1) 建設副産物処理の報告	<ul style="list-style-type: none"> 本工事で発生した建設副産物等の処理については、設計計上されていないものに関しても「建設廃棄物処理計画書」を作成すること。 	建設廃棄物等を処理した場合は「建設廃棄物等処理結果報告書」、「マニュアル」、「処理状況写真」を提出すること。	
(2) 建設副産物の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 本工事において発生する建設副産物等の処理については、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進書を作成し施工計画書に含めなければならない。 	共通仕様書1-1-4に基づき施工計画書に明記すること。	
3 社会的貢献及び安全管理			
(1) 社会的貢献	<p>下記の社会的貢献面で実施した場合は監督員へ報告すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 道路、河川、海岸等の環境保全を実施した。 県立公園等及びその周辺の環境保全を実施し、動植物の保護等に取り組んだ。 現場事務所、作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 道路掃除等のボランティア活動に積極的に参加した。 災害時に地域への援助・救援活動に積極的に参加した。 その他(例えば、毎年地域のために貢献していること) 	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画時点で実施を検討しているものについては、施工計画書へ記載すること。 	
(2) 安全管理の創意工夫等	<p>下記の安全管理面で実施した場合は監督員へ報告すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 安全管理に関する技術開発や、創意工夫に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画時点で実施を検討しているものについては、施工計画書へ記載すること。 	
4 一般施工			
(1) 段階確認	<ul style="list-style-type: none"> 段階確認を受ける工種及び施工段階は、共通仕様書に記載のある事項と他請負者の判断が必要であると判断される事項を、事前に書面にて監督職員に提出すること。 		
5 現場代理人の緩和措置			
(1) 現場代理人の緩和措置	<p>この工事は、「東日本大震災に伴う復旧・復興工事における現場代理人の常駐義務の緩和措置について」該当工事である。</p>		
6 工期について			
(1) 工期について	<ul style="list-style-type: none"> 当施設の供用開始日を指定している。このことから工期延期について認められない。 		
7 その他			
(1) 契約終了後の提出物	<p>下記のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 施工計画書 設計照査結果 <p>これらについて、契約終了後速やかに提出を行うこと。</p>	監督職員と協議の上提出すること。	
(2) 事前測量	<p>契約後、早急に事前測量を実施し、成果を提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 施工に先立ち事前測量を実施し監督職員の確認を得ること。なお、設計内容と異なる場合は、速やかに監督職員と協議すること。 事前測量の結果を、横断図にして提出のこと。紙ベース(仕様書と同じ計画線も入れる)による提出、及びCD-R等にSFC形式で保存したものを各1部提出すること。 		
(3) 設計図書と現地の相違点	<p>着手前調査において、本設計図書との相違点が確認された場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、対応を検討し書面で協議すること。</p>		
(4) 詳細図・施工図	<p>構造物等の変更・追加による図面は監督職員と協議のうえ請負業者が作成すること。変更設計に使用できる図面で数量も計上すること。なお、これに伴う費用は受注者の負担とする。</p>		
(5) 竣工時提出資料	<p>竣工時工事成果については、宮城県共通仕様書等に記載されているところであるが、下記のものについては紙面および電子データで提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 出来形図(設計最終図面の設計数値に出来形数値を赤書きしたもの) 設計最終図面(最終設計変更の数値を記載した図面) 設計最終数量計算書 		
(6) その他	<ol style="list-style-type: none"> 1) 工事関係者(作業員含む)は、工事目的を十分に理解することに努め、監督員や現場責任者または設計図書のみならず、常に疑問をもって工事の施工に取りかかることとし、各自が疑問点を解決しやすい職場環境を形成するとともに臨機応変の対応ができるよう現場教育を徹底すること。 2) 本工事は標準積算基準により積算している。現場条件等により標準積算基準での施工が困難な場合は、監督職員と協議すること。 3) その他、疑義のある場合は、事前に監督職員と協議すること。本設計仕様等で疑義が生じた場合は直ちに監督職員と協議するものとし、打合せ・協議・承諾・指示等の内容は全て工事打合せ簿等の書面で行うこと。 		
(7) 共通仕様書、マニュアルについて	<p>下記の内容について必ず確認すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 共通仕様書 : 令和 6年10月 1日以降適用 2) 土木設計マニュアル : 平成21年 7月 1日以降適用 		
(8) 完成式典への対応について	<p>当施設完成後に式典を予定している。受注者は工事完成後においても可能な限り当式典への対応に協力しなければならない。協力内容については監督員と協議するものとする。</p>		

名 称 : 海の見える丘公園展望テラス整備工事

円 (消費税除く)

一金

円 (消費税含む)

費目	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	明番	摘要
直接費				1.00	式				
共通仮設費				1.00	式				
現場管理費				1.00	式				
宮 城 県 名 取 市									
費目	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	明番	摘要
一般管理費				1.00	式				
工事価格				1.00	式				
消費税額				1.00	式				10%
合計									

本工事費内訳書 (本01)

工事名	海の見える丘公園展望テラス整備工事					事業区分	公園緑地整備・改修 (建築)	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
施設整備		式	1.000					
施設組立設置工		式	1.000					
展望台工		式	1.000					
F1基礎工	(N=27箇所)	式	1.000				内 1号	
F2基礎工	(N=4箇所)	式	1.000				内 2号	
F3基礎工	(N=3箇所)	式	1.000				内 3号	
展望台設置工		式	1.000					
展望台テラス本体材料		式	1.000				内 4号	
組立据付工		式	1.000				内 5号	
直接工事費		式	1.000					

一式当り内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛適用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 1号	F1基礎工		(N=27箇所)					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
床掘り		上砂,標準,無し,無し	m3	70				
基面整正			m2	108				
基礎砕石		7.5cmを超え12.5cm以下,再生クラッパ ン 40~0,全ての費用	m2	32				
型枠		一般型枠,小型構造物	m2	54				
コンクリート		小型構造物,人力打設,各種,養生無 し,無し,全ての費用	m3	1.6				
コンクリート		小型構造物,人力打設,各種,養生無 し,無し,全ての費用	m3	13				
埋戻し		上記以外(小規模),上砂,全ての費用	m3	51				
土砂等運搬		小規模,バックホウ山積0.13m3(平積0.1m 3),上砂(岩塊・玉石混り土含む),有 り,6.5km以下	m3	18				
残土等処分			m3	18				
合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛適用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 2号	F2基礎工		(N=4箇所)					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
床掘り		上砂,標準,無し,無し	m3	13				
基面整正			m2	16				
基礎砕石		7.5cmを超え12.5cm以下,再生クラッパ ン 40~0,全ての費用	m2	4				
型枠		一般型枠,小型構造物	m2	8				
コンクリート		無筋・鉄筋構造物,人力打設,各種,養 生無し,無し,全ての費用	m3	0.2				
コンクリート		小型構造物,人力打設,各種,養生無 し,無し,全ての費用	m3	2				
埋戻し		上記以外(小規模),土砂,全ての費用	m3	10				
土砂等運搬		小規模,バックホウ山積0.13m3(平積0.1m 3),上砂(岩塊・玉石混り土含む),有 り,6.5km以下	m3	2				
残土等処分			m3	2				
合計								

【工事名】海に見える丘公園展望テラス整備工事（公園整備建築工事）

種 別	略 図 計 算 式	数 量
【建築工事】		
1. F1基礎工事	27ヵ所	
a. 床掘	$V = 70.2$ m3	70.20 m3
b. 基面整生	$A = 108$ m2	108.00 m2
c. 基礎砕石	$A = 32.67$ m2	32.67 m3
c. 型枠	$V = 54$ m2	54.00 m2
d. コンクリート（18-8-20(25)）捨てコンクリート	$V = 1.63$ m3	1.63 m3
e. コンクリート（18-8-20(25)）	$V = 13.5$ m3	13.50 m3
f. 埋戻し	$V = 51.8$ m3	51.80 m3
g. 土砂等運搬	$V = 18.4$ m3	18.40 m3

【工事名】海に見える丘公園展望テラス整備工事（公園整備建築工事）

種 別	略 図 計 算 式	数 量
【建築工事】 2. F2基礎工事	4ヵ所	
a. 床掘	$V = 13.6$ m3	13.60 m3
b. 基面整生	$A = 16$ m2	16.00 m2
c. 基礎碎石	$A = 4.84$ m2	4.84 m3
c. 型枠	$V = 8$ m2	8.00 m2
d. コンクリート（18-8-20(25)）捨てコンクリート	$V = 0.24$ m3	0.24 m3
e. コンクリート（18-8-20(25)）	$V = 2$ m3	2.00 m3
f. 埋戻し	$V = 10.87$ m3	10.87 m3
g. 土砂等運搬処分	$V = 2.73$ m3	2.73 m3

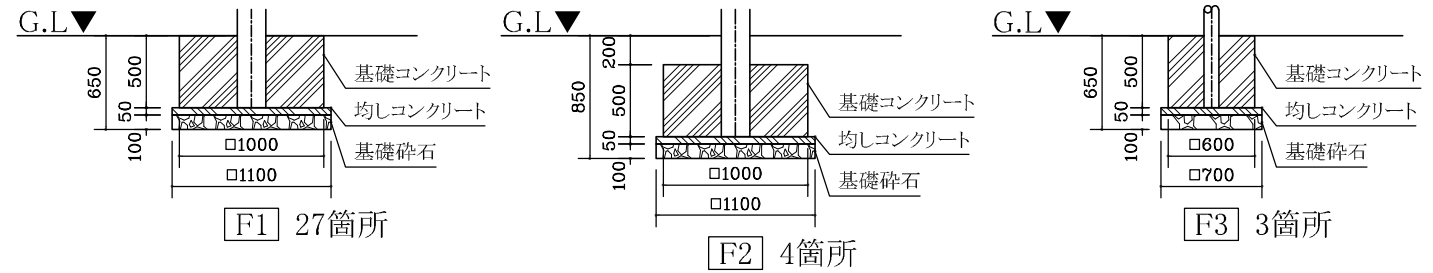
【工事名】海に見える丘公園展望テラス整備工事（公園整備建築工事）

種 別	略 図 計 算 式	数 量
【建築工事】 3. F3基礎工事	3カ所	
a. 床掘	$V = 4.99$ m3	4.99 m3
b. 基面整生	$A = 7.68$ m2	7.68 m2
c. 基礎砕石	$A = 1.47$ m2	1.47 m3
c. 型枠	$V = 3.6$ m2	3.60 m2
d. コンクリート（18-8-20(25)）捨てコンクリート	$V = 0.07$ m3	0.07 m3
e. コンクリート（18-8-20(25)）	$V = 0.54$ m3	0.54 m3
f. 埋戻し	$V = 4.23$ m3	4.23 m3
g. 土砂等運搬	$V = 0.76$ m3	0.76 m3

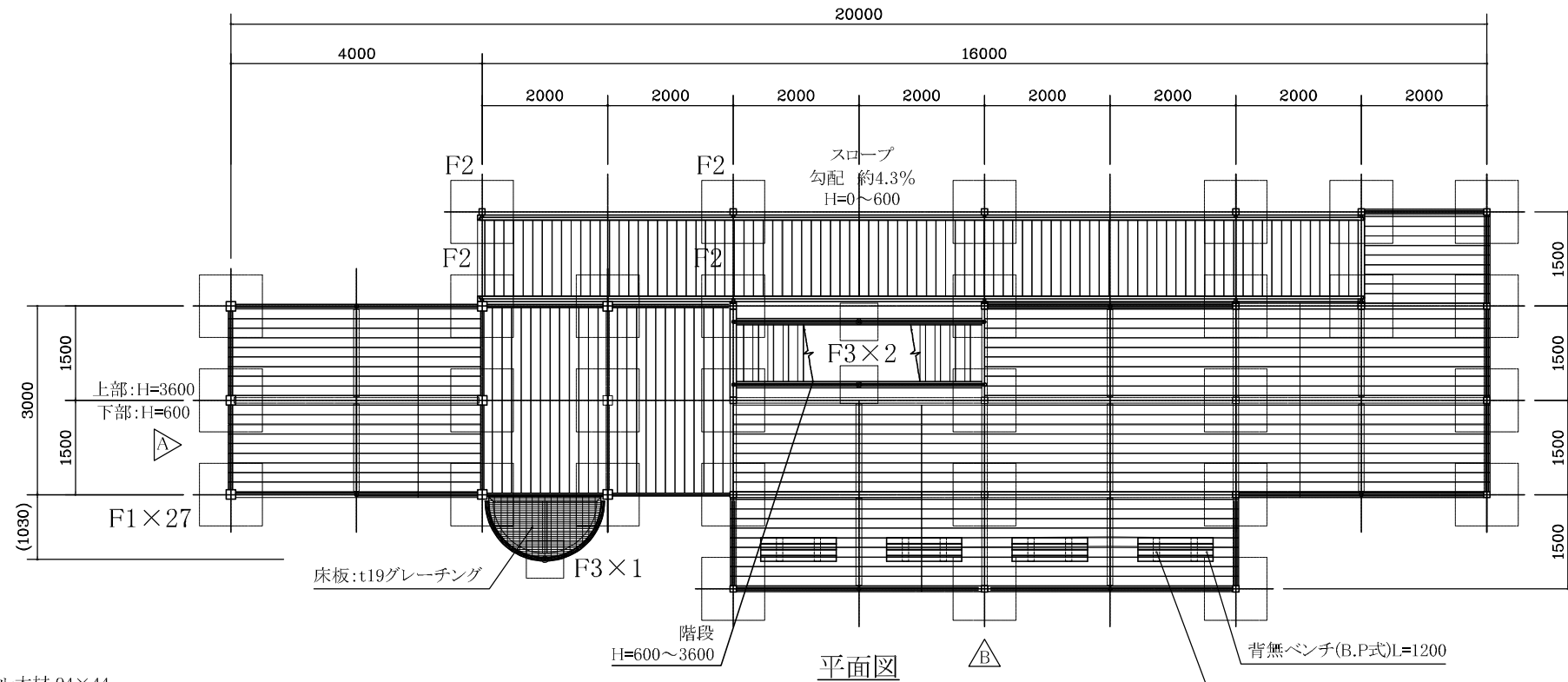
【工事名】海に見える丘公園展望テラス整備工事（公園整備建築工事）

種 別	略 図 計 算 式	数 量
【建築工事】 1. 据付組立工 a. ラフタークレーン油圧伸縮ジブ型 16 t 吊り	8 時間	8.00 時間

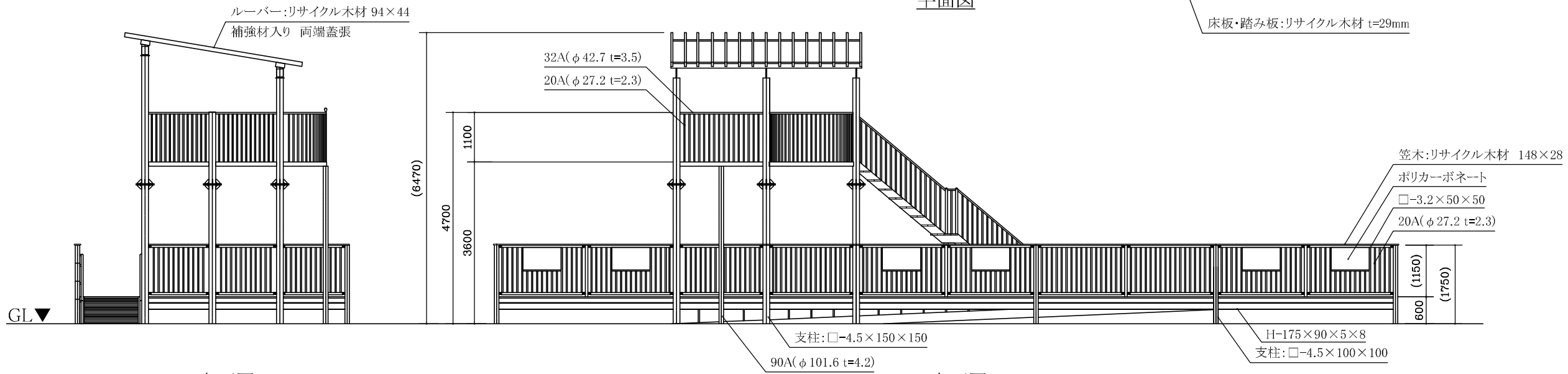
海が見える丘公園展望テラス



基礎詳細図 S=1/50



平面図



A 立面図

B 立面図

特記事項

- 鋼材、鋼管は電気亜鉛メッキとする。
- ボルト、ナットは電気亜鉛メッキとする。高力ボルトは溶融亜鉛メッキとする。
- 床材はリサイクル木材とし、R面取りとする。
- 塗装はポリエステル樹脂系粉体焼付塗装仕上げとする。
- ISO9001:2015の認証取得企業で品質管理された製品であること。
- (一社)日本公園施設業協会の生産物賠償責任保険に加入している製品であること。
- 一般公園施設製品に関する規準JPFA-SPL-S:2024に適合した製品であること。
- 安全領域内には障害物(樹木、縁石等)があってはならない。

対象年齢6歳～12歳

型番	尺度	1/100	日付
名称			作図
			確認

参考図

